

## 世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

### 1 主旨

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、介護保険法に基づき、3年間を一期として策定する事業計画にて定めるサービスごとの保険給付に要する費用（保険給付費）及び地域支援事業の費用の見込額等とともに、第1号被保険者の所得の分布状況の見通し並びに国庫負担等の額等を踏まえ、政令で定める基準に従って条例にて定める必要がある。そのため、令和2年度までの実績を踏まえて、介護保険料の設定に必要な第8期の推計を行った。その上で第8期介護保険料設定の考え方に基づき所得段階別の介護保険料を定めるため、世田谷区介護保険条例の一部を改正する。

### 2 改正内容

#### (1) 第8期の介護保険料の設定（詳細は別紙1参照）

基準額(第6段階)：月額6,180円(年額74,160円)

参考 第7期 月額6,450円(年額77,400円) 第7期比：月額△270円

- ① 低所得者等へ配慮するため、保険料率の一部を変更する。  
第4段階（保険料率 0.70→0.65）、第5段階（保険料率 0.90→0.85）
- ② 区独自の保険料負担の減額制度を拡充する。  
第3段階（保険料率 0.5→0.4） 第4段階は変更なし（保険料率 0.5）
- ③ 国が示す第8期の標準保険料段階の基準所得金額に沿って、第8段階～第10段階を区分する基準所得金額の一部を変更する。
- ④ 基金の活用  
基金のうち、約57億7千万円を第8期の保険料収入へ充当し保険料の上昇を抑制した。その結果、保険料（基準額）を約806円引き下げる効果があった。  
参考：令和2年度末基金残高見込み（最終補正予算後） 約94億4千万円

#### (2) 介護保険法施行令の一部改正への対応

税制改正に伴う介護保険法施行令の一部改正に対応する。

- ① 第1号被保険者の合計所得金額の計算において、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除する。（平成30年度税制改正における給与所得控除・公的年金等控除の10万円引き下げ及び基礎控除の10万円引き上げへの対応）
- ② 低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除を追加する。

### 3 新旧対照表

別紙2のとおり

### 4 今後のスケジュール（予定）

2月 第1回区議会定例会（介護保険条例の一部を改正する条例提案）  
4月1日 改正介護保険条例の施行

第 8 期における第 1 号被保険者の保険料段階と保険料 (案)

第 8 期 (令和 3 年度～令和 5 年度)					第 7 期 (令和 2 年度)		人口 構成 比	
段階	所得段階区分 ( ) は第 7 期基準	国料率	区料率	年額保険料 (円)	区料率	年額保険料 (円)		
1	非課税世帯 本人非課税	生活保護等受給者 老齢福祉年金受給者	0.30 [0.50]	0.30	22,248	0.30	23,220	2.7%
2				0.30	22,248	0.30	23,220	15.5%
3		0.50 [0.75]	0.50 [0.65] (0.40)	37,080 (29,664)	0.50 [0.65] (0.50)	38,700 (38,700)	6.5%	
4		0.70 [0.75]	0.65 [0.70] (0.50)	48,204 (37,080)	0.70 [0.75] (0.50)	54,180 (38,700)	6.2%	
5	課税世帯 本人課税	本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	0.85	63,036	0.90	69,660	13.5%
6		本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額 1.00	基準額 1.00	74,160 月額6,180	基準額 1.00	77,400 月額6,450	11.6%
7	課税世帯 本人課税	合計所得金額が120万円未満の方	1.20	1.15	85,284	1.15	89,010	11.1%
8		合計所得金額が120万円以上210(200)万円未満の方	1.30	1.25	92,700	1.25	96,750	12.7%
9		合計所得金額が210(200)万円以上320(300)万円未満の方	1.50	1.40	103,824	1.40	108,360	7.1%
10		1.70	合計所得金額が320(300)万円以上400万円未満の方	1.60	118,656	1.60	123,840	3.1%
11			合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.70	126,072	1.70	131,580	2.9%
12			合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	1.90	140,904	1.90	147,060	2.3%
13			合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.30	170,568	2.30	178,020	1.7%
14			合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.70	200,232	2.70	208,980	1.2%
15			合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満の方	3.20	237,312	3.20	247,680	0.8%
16			合計所得金額が2,500万円以上3,500万円未満の方	3.70	274,392	3.70	286,380	0.3%
17	合計所得金額が3,500万円以上の方	4.20	311,472	4.20	325,080	0.8%		

※ 1 料率の[ ]内は、消費税率の引き上げによる財源を活用した保険料軽減前の数字。  
 ※ 2 料率及び保険料の( )内は、区による独自軽減後の数字。  
 ※ 3 第 7 期は年度により料率、金額の一部が異なるため、令和 2 年度の料率、金額を掲載している。  
 ※ 4 第 1～第 6 段階の合計所得金額は、年金に係る雑所得金額を差し引いた額を用いる。

改正後	改正前
<p>○世田谷区介護保険条例 平成12年 3 月13日条例第41号</p> <p>目次 (省略) 第 1 条～第 4 条 (省略) 第 3 章 保険料 (保険料率)</p> <p>第 5 条 <u>令和 3 年度から令和 5 年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者 (法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。) の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令 (平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第39条第 1 項第 1 号イ及びロに掲げる者 <u>37,080円</u></p> <p>(2) 令第39条第 1 項第 1 号ハ及びニに掲げる者 <u>37,080円</u></p> <p>(3) 令第39条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>48,204円</u></p> <p>(4) 令第39条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>51,912円</u></p> <p>(5) 令第39条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>63,036円</u></p> <p>(6) 令第39条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>74,160円</u></p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>85,284円</u></p> <p>イ 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第292条第 1 項第13号に規定する合計所得金額 (租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項、<u>第 35条の 3 第 1 項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする</u>。以下この項において「合計所得金額」という。) が</p>	<p>○世田谷区介護保険条例 平成12年 3 月13日条例第41号</p> <p>目次 (省略) 第 1 条～第 4 条 (省略) 第 3 章 保険料 (保険料率)</p> <p>第 5 条 <u>平成30年度から令和 2 年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者 (法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。) の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令 (平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第39条第 1 項第 1 号イ及びロに掲げる者 <u>38,700円</u></p> <p>(2) 令第39条第 1 項第 1 号ハ及びニに掲げる者 <u>38,700円</u></p> <p>(3) 令第39条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>50,310円</u></p> <p>(4) 令第39条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>58,050円</u></p> <p>(5) 令第39条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>69,660円</u></p> <p>(6) 令第39条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>77,400円</u></p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>89,010円</u></p> <p>イ 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第292条第 1 項第13号に規定する合計所得金額 (租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とす<u>る</u>。以下この項において「合計所得金額」という。) が1,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>

改正後	改正前
<p>1,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。以下この項において同じ。）、次号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>92,700円</u></p> <p>イ 合計所得金額が<u>2,100,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>103,824円</u></p> <p>イ 合計所得金額が<u>3,200,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>118,656円</u></p> <p>イ 合計所得金額が4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。以下この項において同じ。）、次号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>96,750円</u></p> <p>イ 合計所得金額が<u>2,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>108,360円</u></p> <p>イ 合計所得金額が<u>3,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>123,840円</u></p> <p>イ 合計所得金額が4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>

改正後	改正前
<p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>126,072円</u></p> <p>イ 合計所得金額が5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>140,904円</u></p> <p>イ 合計所得金額が7,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロに該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>170,568円</u></p> <p>イ 合計所得金額が10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、第15号ロ又は第16号ロに該当する者を除く。）</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>200,232円</u></p> <p>イ 合計所得金額が15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>131,580円</u></p> <p>イ 合計所得金額が5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>147,060円</u></p> <p>イ 合計所得金額が7,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロに該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>178,020円</u></p> <p>イ 合計所得金額が10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、第15号ロ又は第16号ロに該当する者を除く。）</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>208,980円</u></p> <p>イ 合計所得金額が15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>

改正後	改正前
<p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ又は第16号ロに該当する者を除く。）</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>237,312円</u></p> <p>イ 合計所得金額が25,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号ロに該当する者を除く。）</p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者 <u>274,392円</u></p> <p>イ 合計所得金額が35,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。）</p> <p>(17) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>311,472円</u></p>	<p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ又は第16号ロに該当する者を除く。）</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>247,680円</u></p> <p>イ 合計所得金額が25,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号ロに該当する者を除く。）</p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者 <u>286,380円</u></p> <p>イ 合計所得金額が35,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。）</p> <p>(17) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>325,080円</u></p>
<p>2 前項第1号から第4号までの規定にかかわらず、<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料の減額賦課に係る保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号又は第2号に掲げる者 <u>22,248円</u></p> <p>(2) 前項第3号に掲げる者 <u>37,080円</u></p> <p>(3) 前項第4号に掲げる者 <u>48,204円</u></p>	<p>2 前項第1号から第4号までの規定にかかわらず、<u>令和元年度</u>における保険料の減額賦課に係る保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号又は第2号に掲げる者 <u>29,025円</u></p> <p>(2) 前項第3号に掲げる者 <u>44,505円</u></p> <p>(3) 前項第4号に掲げる者 <u>56,115円</u></p> <p>3 <u>第1項第1号から第4号までの規定にかかわらず、令和2年度における保険料の減額賦課に係る保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>第6条～第27条（省略）  附則  第1条～第9条（省略）  <u>（令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の算定に関する基準の特例）</u></p> <p><u>第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度分の保険料率の算定における第5条第1項第7号イの規定の適用については、同号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、令和4年度分の保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、令和5年度分の保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>（1） 第1項第1号又は第2号に掲げる者 23,220円</u>  <u>（2） 第1項第3号に掲げる者 38,700円</u>  <u>（3） 第1項第4号に掲げる者 54,180円</u></p> <p>第6条～第27条（省略）  附則  第1条～第9条（省略）</p>

改正後	改正前
<u>2 この条例による改正後の第5条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u>	